

<対策のポイント>

と畜された牛の個体識別番号が販売されている牛肉に適正に伝達、表示されているかを科学的に確認するため、**牛肉のDNA鑑定を実施**します。

<政策目標>

DNA鑑定による牛の個体識別情報の正確な伝達の確保（DNA鑑定的一致率100% [平成34年度まで]）

<事業の内容>

<背景>

○食の安全の確保や家畜伝染病のまん延防止のため、牛肉トレーサビリティ制度の適正な運用が必要。

牛トレーサビリティ法に基づく勧告・命令の実績

- 勧告：2件（29年度）

<事業内容>

1. DNA鑑定照合用サンプル採取

国内でと畜される**全ての牛の枝肉から、照合用サンプル**を採取します。

2. DNA鑑定及び照合用サンプル保管

採取された**照合用サンプル**を保管するとともに、**小売店等から購入した牛肉と保管している照合用サンプルとの同一性をDNA分析により鑑定**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

